

第 2 2 期文化審議会著作権分科会法制度小委員会  
(第 4 回) ヒアリング資料一式

資料 2 - 1	一般社団法人 日本音楽著作権協会	御発表資料	1
資料 2 - 2	株式会社 NexTone	御発表資料	4
資料 2 - 3	一般社団法人 日本レコード協会	御発表資料	6
資料 2 - 4	公益社団法人 日本文藝家協会	御発表資料	9
資料 2 - 5	一般社団法人 日本美術家連盟・一般社団法人 日本美術著作権連合	御発表資料	13
資料 2 - 6	公益社団法人 日本漫画家協会	御発表資料	16
資料 2 - 7	一般社団法人 日本動画協会	御発表資料	19
資料 2 - 8	一般社団法人 日本民間放送連盟	御発表資料	22
資料 2 - 9	一般社団法人 日本知的財産協会	御発表資料	24

## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

### 団体名：一般社団法人日本音楽著作権協会

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

#### 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

- 当面は既存の制度の枠内で対応するという案に賛成します（新たな権利制限規定を創設する必要はないと考えます）。
- ただし、「著作権法第 32 条、第 38 条等をはじめとする著作権制度の普及啓発の実施」に当たっては、既に形成されているライセンス市場を阻害することのないよう留意していただきたいと存じます。
- 特に 32 条（引用）については、その解釈適用をめぐる権利者と利用者の見解が対立する例が少なくないことから、裁判例や分野ごとの特性を踏まえて丁寧に進めることが望ましいと考えます。

#### 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

対応案①「立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について」

- 「現行法下での複製行為において許容される範囲と同等の範囲での公衆送信に限定する」、「ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにする」、「『内部資料』の解釈については、現行の解釈も含め周知を徹底する」といった点が確保されるのであれば、対応案に異存ありません。

対応案②「その他、DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しについて」

- 「オンラインの進展やネット空間の拡大に対応した著作権法第 38 条、第 39 条、第 45 条等の在り方」については、「立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信」とは問題の性質が全く異なるため、同じ括りの中に入れ込んで扱うことには違和感を覚えます。
- その上で、ネット空間には現実の空間のような物理的な制約（会場の定員等）がないといった違いを考慮することなく、38 条等の権利制限規定をネット空間にも拡張していこうという方向で検討を進めることは、適切ではないと考えます。

### 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

- 対応案に賛成です。

### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

(以下に記載するのは本審議事項の前提となる考え方に対する総論的な意見です。)

- 「簡素で一元的な権利処理方策」は権利者本人の許諾権を一定の範囲で喪失させ、又は制約するものである、という点を共通認識とした上で謙抑的に検討を進めていただきたいと存じます。
- 少なくとも音楽著作物（歌詞・楽曲）の分野においては、現行制度を基にした集中管理（団体）の仕組みにより、簡素で一元的な権利処理が既に相当程度機能しているといえます。
- また、当協会は、管理委託の促進を図るため、管理委託契約締結手続のオンライン化等の取組を進めています。
- 他方で、いわゆる DIY クリエイターなど、集中管理を望まない権利者がいることにも十分に配慮する必要があります。
- 以上を踏まえると、既存の制度・仕組みの活用促進・改善による対応を基本とすべきです。仮に、集中管理されていない著作物等について新たな制度・仕組みを設ける場合には、必要最小限の範囲にとどめるべきであり、中間まとめ（令和 3 年 12 月 22 日文化審議会著作権分科会）に示されている 3 案のうちから選ぶとすれば、「③ 窓口組織が著作権者等不明著作物に係る文化庁長官への裁定申請手続を代行すること」によって対応することが適当であると考えます。

4-2 各論点の整理について（意見無しの場合こちらにチェック（☑）を記入 →\_\_\_\_\_）

【回答】

<「意思表示」がされていない場合>

- 「意思表示」の有無については、慎重な検討が必要であると考えます。
- 特に、「示されている連絡先に連絡を試みても返答がない場合」を「意思表示なし」に含め、「暫定的な利用（仮称）」の手續に入ることができるようにすることについては、以下のような重大な懸念があるため、賛成できません。
  - ・ 一人の権利者に対して、多数の問合せが殺到した場合、「返答すること」自体が権利者にとって多大な負担となる。そのため、「返答をしないこと」をもって「拒絶」の意思表示としている例が実態としては多いのではないか。
  - ・ 権利者が個人なのか、法人なのか、グループなのか、国内に所在しているのか、外国に所在しているのか等によって、返答にかかる期間はまちまちであり、どの程度の期間をもって「返答がない」と判断してよいかを、明確に線引きすることが實際上困難である。

<窓口組織の役割>

- 費用負担を含め、民間の取組には限界があるため、「文化庁による指定や認可等の一定の関与」にとどまらず、政府・文化庁の強力なリーダーシップが必要であると考えます。
- 利用者と集中管理されていない権利者とをつなぐ窓口組織の立上げ・運営、DB 構築・維持・改良等に係る費用（特に初期費用）について、既存の集中管理団体に直接・間接の負担を強いるようなことが仮にあるとすれば、全く合理性がないというほかありません。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

【回答】

- 特になし。

## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

### 団体名：株式会社 NexTone

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

#### 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

基本的には賛成ですが、権利者の権利を不当に害しないような態様に限定するよう、必要な配慮がなされることを希望します。

#### 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

基本的には賛成ですが、権利者の権利を不当に害しないような態様に限定するよう、必要な配慮がなされることを希望します。

#### 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

賛成です。権利侵害があった場合、権利者はその調査等に多大なコストを負担するにもかかわらず、実際には十分な損害賠償を獲得できているとは言い難いためです。

#### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて(意見無しの場合こちらにチェック(☑)を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指すという方向性には賛同いたします。そのうえで、実際の導入に向けては極めて慎重であるべきと思料致します。

大きな視点から言えば、新たな権利処理方策は、本来法律上許諾権として設定された権利を報酬請求権化するものといえます。このような迂回的な権利処理方策を導入し、許諾権としての性質を中抜きにすべきではなく、一定の利用につき報酬請求権化することが望ましいのか否かを正面から提示し、権利者を含めて議論をすべき事柄であると思料致します。

所在不明等の場合はまだ許容される余地はあると考えますが、著作権者等の意思表示がない場合は本来拒絶の意思と判断すべきであり、意思表示をしない場合には実質的に報酬請求権化するというのは、許諾権としての性質を大きく損なうものであるというほかありません。

4-2 各論点の整理について(意見無しの場合こちらにチェック(☑)を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

翻案等を伴う利用も可能とすべきであるとの記載がありますが、極めて限定された範囲の翻案に限るべきと考えます。

また、現在の裁定制度において「①日刊新聞紙への広告」又は「②著作権情報センターのウェブサイトへの広告」が要件になっていますが、既にこのような広告方法は権利者に伝えるという実態に合っていないものと思われます。権利者に連絡を取るためのより実効的な手段を再考すべき時期ではないかと考えます。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

団体名：一般社団法人日本レコード協会

### 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

**【回答】**

対応（案）に賛成します。公的研究機関から民間企業・個人に至るまで様々な研究主体が想定され、研究活動の内容においても、営利性・学術性・専門性に相当の幅が存在する中、研究目的に係る権利制限規定を検討することになった際は、権利者の正当な利益が不当に害されることのないよう、射程範囲の適切な設定を要望します。

### 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

**【回答】**

(1) 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等

現行著作権法 42 条の制度趣旨を逸脱しない範囲内で法改正を行うことは時代の要請にかなうものであり、対応（案）に賛成します。

(2) DX 時代に対応した著作権制度・政策の見直し

オンラインの進展化・ネット空間の拡大に対応した権利制限規定の見直しが示唆されていますが、オフライン環境を前提とした既存の権利制限規定（著作権法 38 条等）がコンテンツ保護・利用の適切なバランスの視点から適切か否かの検討も必要と考えます。

### 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

**【回答】**

権利侵害のやり得を防ぎ、事後的救済を実効的にするため、令和元年改正特許法 102 条に倣った法改正を進めるとの対応（案）に賛成します。ライセンス料相当額の賠償を認める現行著作権法 114 条 3 項に関し、平成 28 年 2 月の文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会報告書では「侵害者に対して使用料相当額という一定の範囲の額の支払を求める制度であり、かつ権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的とするものである」と整理されている中、権利侵害があったことを前提として合意した場合のライセンス料を考慮できるとの明文規定を設けることは、侵害のやり得防止と侵害抑止の両面において有用です。その他、現行著作権法 114 条 1 項に定める「1 受信複製物あたりの利益額」を基準とした損害賠償額の算定について、受信端末側での複製を伴わない形での権利侵害が横行している実情に鑑みると、ストリーミング配信の受信回数等をベースにした算定方法の明文化も必要と考えます。

## 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

### 4-1 制度化イメージについて

#### 【回答】

権利者不明・所在不明又は意思表示がなされていない著作物等について、権利者からの申出・意思表示があるまでの間、窓口組織に使用料相当額を支払うことにより暫定的な利用を行うことを可能とする仕組みの創設はさておき、追加的手続きによって暫定的ではない本利用を認める制度の創設は、コンテンツ流通やライセンスビジネスを本業とする権利者に多大な影響を及ぼすものであるため、俄かには首肯しかねます。

新制度のニーズ・公益性として「コンテンツ創作の好循環の最大化」が掲げられていますが、コンテンツ創作における著作物の利用は、著作物の通常利用そのものであることに照らすと、許諾ベースでの新制度構築を軸にすべきであり、権利制限規定のような考え方は、補償金の有無にかかわらず、適当でないと思料します。

許諾ベースでの制度構築の選択肢として、拡大集中許諾制度が挙げられていますが、権利者側が進んでオプトアウトしない限りは許諾スキームに取り込まれてしまう枠組みは強制許諾に類するものであり、権利保護の観点から慎重な検討を求めます。

### 4-2 各論点の整理について

#### 【回答】

#### (1) 権利者不明・所在不明著作物の取扱い

本利用に関する裁定手続を緩和し、暫定的な利用を可能とする仕組みを設ける場合であっても、権利者の利益が不当に害されることのないよう、「不明」と判断される場合の要件を入念に決め込む必要があります。

#### (2) 「意思表示」がされていない場合の取扱い

個別具体の利用態様が想定できない中で権利者が事前に意思表示を行うのは事実上困難です。市販の商用コンテンツについて、権利者が利用の諾否を判断するにあたっては、具体的な利用態様を申請者に確認した後、関係方面との調整手続き等を行うことに必要となり、返答に時間を要するケースも少なくありません。

「意思表示」がされていない外国コンテンツの取扱いも課題となる中、ビジネスベースで市場に流通している商用コンテンツについて、一定期間内に諾否の返答が得られなかったものを「意思表示」がされていないものと位置づけて新制度の対象にすることは、権利保護の視点から適切でないと考えます。

#### (3) 使用料相当額に当たる利用料の決定方法等

「窓口組織が著作権等管理事業者等の協力を得て、利用者の意見を考慮しつつ定める」との制度化イメージについて、暫定的な利用が認められる場合の金額が通常の使用料額よりも低廉に設定される状況が想定されます。この点、暫定的な利用の開始後に権利者が名乗り出て窓口組織から支払いを受ける金員が通常の使用料額を下回ることはないよう、手当てが必要と考えます。

また、「暫定的な利用の期間中も公告等を続けることを踏まえ、現行の裁定制度



と同様、窓口組織によるさらなる著作権者等の探索や分配を行わない」との案は、窓口組織の業務負荷に鑑みると現実的であるほか、窓口組織が収受した利用料は、一定期間経過後、分野横断権利情報データベースの改良・拡充等、権利者・利用者に資する事業に支出することも有用と考えます。

(4) 暫定的な利用の開始後に権利者の申出・意思表示がなされた場合

「著作権者等との協議を通じた円滑な利用への安定的な移行を確保する観点から、著作者等からの申出・意思表示があつてから一定期間の利用の継続を認める必要があると考えられる」との考え方が示されています。

この点、現行著作権法 67 条の 2 では、裁定申請中における著作物利用も可能とされている一方、権利者と連絡が取れることになった場合は、もはや裁定申請中利用が認められなくなり、その後の利用は権利者との許諾交渉に委ねられます。

上記を考慮すると、裁定申請よりも手続が緩やかな暫定的な利用について、権利者からの申出・意思表示後も利用継続を認めることは困難との印象を持ちます。

(5) 暫定的ではない本利用を認めることについて

市販の商用コンテンツについて、諾否の返答が得られなかったものを「意思表示」がされていないものと整理し、暫定的ではない本利用を認める制度を設けることは、コンテンツビジネスに多大な影響を及ぼすものであり不適當です。

(6) 窓口組織の役割等

窓口組織の業務が適切に遂行されるよう、業務監督面及び財政面における公的関与は不可欠と考えます。

(7) オプトアウト

新しい権利処理の仕組みを活用しない意思を表明する「オプトアウト」について、権利者単位による簡易で包括的なオプトアウトの仕組みも選択肢として考えられますが、先決課題として、権利者にオプトアウトの手続履行を求める仕組みが無方式主義と抵触しないか否かについて、慎重な検討を要望します。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

**【回答】**

- ・ CD 商品上に、私的使用目的を超えた複製や送信可能化を無許諾で行うことは著作権法により禁止されていることを示す表示が付されており、無許諾利用を禁止する旨の意思表示となっている。
- ・ 商用音楽配信サービスの利用規約において、個人的範囲を超えた利用が禁止されている。
- ・ 当協会ホームページにて、会員レコード会社の音源利用許諾申請先一覧を公表している。
- ・ レコード会社のホームページで音源の利用許諾申請手続きが案内されている。

## 第22期法制度小委員会における審議事項への意見

団体名：公益社団法人 日本文藝家協会

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

### 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

対応(案)に概ね賛同する。現状においても、法第31条第1項第1号規定された「調査研究の用に供するため」との要件が遵守されているとは言い難い実態があり、研究活動目的を理由とした権利制限規定については、そうした観点からも慎重な対応が求められるべきと考える。

### 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

対応(案)は妥当と考えるが、その対象はあくまでも内部資料に留まるべきであり、外部への流出を防止するための実効性ある方策が併せて採用されることが必須である。

### 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

対応(案)は大いに評価できるものの、今回の方策だけでは侵害行為の「やり得」を抑止するには未だ十分とは言い難く、また海賊版サイトに代表されるように、侵害の態様がより広範かつ大規模となってきた結果、被害者は依然として損害額の算定に大きな負担を負わざるを得ない。悪意ある侵害行為の撲滅の向けたさらなる施策が必要である。

### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージが十分に固まっているとは言えない中ではあるが、仮に特定のデータベースへの登録、あるいは一定の意思表示がなければ無許諾での利用を可能とするということであれば、無方式主義を採る著作権法の基本的前提に抵触する恐れもあり、制度の設計と運用の方向次第では現行の秩序を根本から揺るがす事態を招来しかねないことに留意すべき。大きなレジュームチェンジをもたらす可能性があるだけに、国際的に微妙なハレーションを与えることにならないよう、十分な議論が必要と考える。

#### 4-2 各論点の整理について（意見無しの場合こちらにチェック（☑）を記入 →\_\_\_\_\_）

##### <考え方>

言語作品にあつては思想信条に直結する場合が少なくないため、無許諾での利用がもたらすかもしれない損害は単に経済的な範囲に留まらない。加えて、特に言語作品の場合は、一部分を切り出して利用されることにより、全体の論旨を歪められて伝えられるリスクを回避する措置が不可欠である。

##### <権利者不明・所在不明>

言うまでもなく「分野横断権利情報データベースの活用」を実効あるものとするためには、十分に満足できるだけのDBの構築が実現されていなければならない。そのためには「分野を横断する窓口組織」に、それを実行できるだけのリソースと必要なコストを傾けられる枠組みと体制が、あらかじめ保障されていることが重要と考える。

一方で、何らかの事情により、創作活動を行っていたこと自体を伏せたいような場合には事前の意思表示はもとより、身分や連絡先を明かすこと自体が困難な場合等へも配慮する必要がある。当然ながら、創作（発表）行為を委縮させないためにも、覆面作家等の匿名性を十分に担保しうる保証も必須となる。

また窓口組織による「事後の公告手続」は、単に「Webには掲載しました」のようなアリバイ的行為であつてはならず、まずは市井の著作者・著作権者あるいは海外にまで確実に届く方策の検討を要望する。

##### <「意思表示」がされていない場合>

作品の利用の実態は多様であり、技術の進歩によって利用態様は日々広がっているところ、ごく限られ類型化された利用以外には事前に意思表示をすることは事実上不可能であり、また突然の第三者からの問い合わせや要請に対して、一定期間内に回答しなければならないとすれば、結果として現状では想定されていない義務を権利者に負わせることになる。

「返事がなければOK」というのは、いかにも乱暴であり「返事なきところに合意無し」と解するのが世の基本と考える。例えば、不本意な出来栄であつたり、自己の確信に適合しなくなった等、公にし難い理由によって、特定の作品の利用を止めたい場合は、その旨の意思表示そのものに問題が生じることもある。

##### <使用料相当額に当たる利用料>

通常の典型的利用を超えた特殊な態様または新たな方法による利用については、使用料相当額の設定にあたり、検討のために一定の時間を確保することが必要となる。また、使用料相当額を定める際に著作権等管理事業者等の知見は必須と考えるが、一定以上の協力を求める場合には、相応の対価を用意すべきと考える。

なお、権利処理に係る様々なコストの低減のための方策は、主として利用者のために講じられるものであり、クリエイターへの適切な対価還元実現のためには、窓口組織が

収受した一定期間経過後の利用料については、著作者・著作権者に資する目的での利用に限定すべきであり、窓口組織の運営費用にも充てられるべきではない。

そもそも窓口組織の運営に係る費用について一部でも収受した利用料から賄うとすれば、必然的にその分が使用料相当額に転嫁されることとなり、結果として利用者が負担するコストが膨らむことに留意すべきと考える。

#### <暫定的な利用（仮称）について>

#### <暫定的ではない本利用を認めることについて>

「暫定的な利用（仮称）」と「暫定的ではない本利用」との実質的な差異については、未だ十分に議論が尽くされたと断ずる段階ではないと考える。現実において、解除条件のない永久許諾が一般的とは言い難く、独占的で期限の定めのない許諾となると、利用目的を限った著作権の移転と同様の効果を持ちかねず、慎重な対応が不可欠である。

#### <窓口組織の役割>

新組織はいわば疑似的に第三者の権利を行使するとも言える権能を持つことになるため、当初より強力かつ自律的で独立性が担保されていることが必須となる。そのためにも確実な人的・財政的裏付けは不可欠である。

#### <遡及効>

早急な遡及効の導入は大いに疑問がある。「一般に、著作物がいつ創作され、公表されたかについては判別が難し」ということを前提とするならば、公表後起算の著作物の保護期間の特定そのものが困難ということになり、現行著作権秩序の否定につながりかねない。デジタル・アーカイブ等へのニーズの対応についても、それ自体としてしっかりとした議論を行うべき事項であって、今回の制度のついでのように扱ってよいものではない。

分野横断権利情報データベースの構築や意思表示の有無の判断、事後の広告手続の実効性の確保など実現すべき課題は多く、窓口組織の運営の様子や能力・キャパシティ等の実態を判断しながら、段階的な導入を目指すべきと考える。

#### <オプトアウト>

制度の信頼性を確保するためにも、窓口組織が運営を開始するにあたり、まずはオプトアウトの受付を行うことが肝要と考える。広く内外に十分かつ丁寧な告知を行きわたらせ、必要な人には確実にオプトアウトの意思を表明してもらうことが重要。その際の本人確認の方法にも留意が必要となる。

#### <翻案等を伴う利用>

翻案権、原作者の権利まで対象とすることは、法第61条第2項で特掲がない限り留保されたものと推定されることと比してバランスを欠く。仮に対象に含めるならば、単純利用よりも高い要件を付すべき。

＜所有者不明土地に係る民法等の規律の整理との関係＞

著作物については非独占的な利用であるがゆえに、著作権者等への影響が少ないと解されているようだが、非独占的な利用が一つでもあれば、他者に独占的な利用を許諾することが不可能となり、権利者に与える影響は少なくない。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

当協会ウェブサイトにおいて、協会会員一覧を掲載。著作権管理委託者については一覧に加えて、月単位での新規委託者・委託解除者・委託内容変更者の情報も併せて掲載。同じくウェブサイトにおいて、文芸作品の利用に係るQ&A、引用についての要件や事例集を提供。

## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

団体名： 一般社団法人日本美術著作権連合

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

### 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

30 条により論文に他人の著作物を引用して利用することは可能である。また、31 条の改正により、研究目的であれば図書館資料を電子送信してもらえるようになった。それを越えて、研究目的を理由として、研究者が他人の著作物を許諾なく複製、公衆送信など利用できるような包括的な権利制限規定を導入する必要はない。

### 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

デジタル化に対応する必要性は認めるが、その範囲は、現在の「必要と認められる場合及び内部資料として必要と認められる場合」に限定され、それが拡張されるべきではない。

### 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

適正な損害賠償額の算定に資すると考えられ、他の知財法との整合性をとる意味でも、見直しに賛成する。

### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

想定されている「相談窓口」の運営体制があまりに不明確である。法改正をして「窓口」を設置するのであれば、予めその運営体制、運営費用などを事前にきちんと精査し予測して、関係者の理解を得ておく必要がある。そうでなければ、再度、サートラスや図書館送信にかかる補償金分配問題のように一方的に権利者団体に多大な負担をかけることになる。

運営費用を窓口利用者以外の権利者に負担させることはできない。利用料は権利者に支払われるべき者であるから、その一部で賄うことは許されない。公的な制度として必要とするのであれば、運営について国費で賄われるべきである。

#### 4-2 各論点の整理について（意見無しの場合こちらにチェック（☑）を記入 → \_\_\_\_\_）

##### 【回答】

この窓口制度による「暫定的な利用」及び「暫定的ではない本利用」は、いずれも権利者の許諾のない利用であり、法的には「権利制限」に他ならない。

しかしながら、著作権者不明・所在不明又は意思表示がされていないことのみをもって、公共目的などの権利制限をやむを得ない事情がない場合にまで、かつ、すべての利用方法について全面的に権利を制限する理由は全く存しない。

論点の整理では、所有者不明土地の利用の円滑の制度を先行事例として言及しているが、極めて不適切である。この制度は、裁判所の手続きを介すものであり、同制度を用いた私権の制限は厳格に運用される。そして、所有者不明の未利用地の活用、危険や被害を除去という公共の利益のための制度である。これに対し、著作物を第三者が利用できないことの不利益は、別途の著作物を創作し、あるいは類似した別の著作物の利用許諾を受ければ足ることであり、公共の利益を害する程度は極めて低い。そのような制度の意味の重大な相違を無視して、同様の制度の先例のごとく言及することは誤りである。

著作権者不明等の著作物については、文化庁長官による裁定の仕組みが設けられている。現在、多くの運用改善が行われ、ある程度使いやすくなっている。事前調査の労力が軽減され、また、CRICのウェブサイトで7日間広告をすれば、申請中利用も行うことができる。

但し、実際には、仮申請から担保金の通知までに目安として3週間の期間を要するとされている。少なくとも前例のある利用態様であれば、数日で担保金の通知は可能と考えられる。専門職員の増員の配置、業務の外部委託などにより、仮申請から担保金の通知までに1週間が目安となるようにすることが必要である。また、個別の供託制度の簡素化（事前のデポジット方式の供託制度や一定額の供託金を既に納めている利用者についての追加の個別供託の免除など）も検討し、速やかに申請中利用が可能となるようにすることが必要である。そのような運用が実現すれば、このような窓口制度を用いた利用制度（権利制限）の必要性は大いに減少する。

権利者が「意思表示がされていないこと」をもって利用ができるようにすることには、重大な問題がある。この点は、裁定制度との大きな違いである。

許諾がなされることが利用できるようになること的前提であり、許諾する意思のない者に許諾しない旨の意思表示を強いることはできないし、それは一般的な理解である。それ故、許諾しないつもりで意思表示をしない者との間で大きな混乱を生じさせることになる。さらに、その著作権者が外国人である場合には、拡大集中管理制度以外で許諾されたものとすることは、国際的にも重大な問題とな

ることを強く懸念する。

万一、この制度を検討する場合には、権利者によるオプトアウト制度は必須であるが、その場合、作品毎にオプトアウトするかを決めたいとする権利者の要望にも応える必要がある。例えば、商業利用を前提として創作され公表された作品と自身の思いを作品としたものとを区別したいという要望である。

分野横断権利情報データベースの構築については、その構築と運用を権利者団体に委ねるのではなく、分野ごとの構築・運営状況に応じ、行政が積極的に関与したり、支援することが必要である。

分野横断権利情報データベースの構築は、主に利用者の権利者探索の容易化のためのものであり、最終的には多様な著作物の利用が容易になるという公共目的のためのものである。

権利者団体の団体に加盟している権利者については、ある程度の権利情報データベースは保有している。それを越えて未加盟・物故者も含めた権利情報データベースを構築するには多大な費用と時間を要するのは言を俟たない。その構築と運営を権利者団体に委ねられても、それに応じられない権利者団体は少なくない。また、団体加入者の会費などの費用によって運営がなされている権利者団体が加入者以外のために多額の費用を負担する理由もない。

権利者団体としても多様な著作物の利用が容易になる社会が実現することに反対するものではないが、その実現は公共目的であることに照らし、行政が責任をもって関与し、支援すべきものである。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

**【回答】**

特に存在しない。



## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

団体名：公益社団法人 日本漫画家協会

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

### 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

研究目的に係る著作物利用については特に著作権法第 32 条・第 38 条について利用者側の理解が十分とはいえず、かつ 35 条及び 36 条との混同等も散見される状況である。ただし近年、教育や図書館等に係る権利制限がすでに拡大してきているという現実もあり、本件に関しては業界慣行を鑑みたくえて、特に研究目的に係る具体例をふまえたガイドライン等を策定するなど、利用者側に著作権法に関する普及啓発を十分に行ったうえでなお、研究目的における著作物利用に相当の支障がある場合に限り、支持できる。

### 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

立法・行政のデジタルシフトの必要性は世の中の趨勢として理解できるものではあるが、著作権法第 42 条を読むに著作物の複製に関しても「内部資料として必要と認められる場合」及び「その必要と認められる限度」の解釈が周知されているとは言い難い。まずは当該解釈の周知を徹底したうえでの検討を行うべきと考える。

### 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

悪質サイト「漫画村」閉鎖後も後継悪質サイトは雨後の筍のごとく出現し、利用者も次々と悪質サイトを渡り歩く。出版社等の恒常的な海賊版対策にもかかわらず、海賊版ははまだ「いたちごっこ」の様相を呈している状況である。漫画における海賊版被害額は正規の市場規模をはるかに上回っていると推計され、もはや漫画海賊版対策は喫緊の課題といえる。

そのような中、弊協会においては損害賠償算定方法の見直し・「著作権法における対応(i)(ii)」とも賛成し、また強く要望する。

わが国の法制度では懲罰的損害賠償は認められていないが、ゆえに特に著作権侵害の場合、権利者側は「費用倒れ」を危惧しての泣き寝入り、逆に悪質な利用者側は「著作権侵害をしても訴訟を提起されない、また提起されても大した賠償額ではない」との認識で侵害行為を敢行するという傾向がみられる。したがって、侵害行為の再発防止及び抑止効果を図る一案としての損害賠償算定方法の見直しは必至と考える。

対応(i)について。そもそも「販売等の能力」は特許権侵害においては権利者・侵害者の各製等の価格・スペック・市場競合・企業規模・営業力・宣伝力等を参酌する必要があると思うが、特に漫画の場合は代替が利かない著作物であり、「販売等の能力」よりも「タダ読みによるライセンス機会の損失」に焦点をあてるべきである。

対応(ii)について。過去の著作権侵害訴訟の判例等では、正規ライセンスの金額・料率等をベースに多少「色を付けた」的加算がなされ、損害賠償額が算定された例も散見されるが、「著作権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額」はそれには留まらず、公序良俗に反しない範囲のペナルティ的要素も加味した、侵害行為を抑止できるレベルでの金額設定ができることを望みたい。

#### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて(意見無しの場合こちらにチェック(☑)を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

漫画単体としては個人またはそれに準ずる規模で創作される著作物であるため、著作権者等探索コストは低いが、視覚芸術分野(美術・写真・漫画)としてはまずは授業目的公衆送信補償金に係る利用報告及び補償金分配等の円滑化・簡素化をトリガーとして、分野横断権利情報データベース構築を遂行する予定である。

4-2 各論点の整理について(意見無しの場合こちらにチェック(☑)を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

「翻案等改変を伴う利用」において、「なお、同一性保持権については、やむを得ない改変等を含め、柔軟な運用が望まれるとの意見がある」とあるが、著作者にとって創作した著作物はまさに「人格の発露」ともいふべき存在であり、巷間行われている二次創作の状況を鑑みるに、利用者側による柔軟な翻案行為を認めることは同一性保持権の侵害行為に繋がる可能性もあり、この部分については支持し難い。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

**【回答】**

- 出版物に著者や無断複写・複製及びデジタル化禁止の記載がある。
- 幣協会は著作権等管理事業者であるため、協会ホームページ上に「委託者一覧」「著作物使用許諾申請書フォーム」「使用料規程」等を掲載している。
- 文化庁「裁定補償金シミュレーションシステム」サイトにおいて、「漫画分野」における著作権者等不明著作物利用に係る問い合わせ先として幣協会が記載されている。

## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

### 団体名：一般社団法人日本動画協会

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

#### 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → ☑)

#### 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → ☑)

#### 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → ☑)

#### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて (意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

・ オープンワークスや個人の著作物、著作権等管理事業者による管理が行われている分野の著作物を念頭に置いて制度化イメージが作られており、個別の権利者による許諾による管理が行われているアニメーションを含む映像ビジネスなどについても一律で扱うことは避け個別に調整を図るべきである。(例：国立国会図書館の映像資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会)

4-2 各論点の整理について (意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

<考え方>

・ 権利処理コストが高いために著作物の利用に結びつかないというが、全ての分野の著作物が当てはまるわけではないのではないかと。少なくともアニメーションにおいては、現状でビジネスは阻害されておらず、海外ビジネスも盛況である。

・ また、この制度化における利用とはどんなケースを想定しているのか。ビジネスであれば、前項のとおり問題なく行われており、一般の方の場合には例えばパッケージの上映をしたい、学校の授業で使用したいなどであれば現行の権利制限や問合せ対応で足りる。映像作品を利用していわゆる二次創作を行うことについては単に権利侵害であり本制度の対象ではない。

・ 土地は有限の有体物、著作物は無限の無体物という違いがある。有限のものについての利活用のニーズと、無限のものについてのそれを同様に語るのは失当である。

・後段の遡及効が適用されるのであれば、既に独占的利用を許諾している場合にその独占性を崩すこととなり、ライセンサーとして契約違反となり、独占ライセンサーから損害賠償を求められるおそれがある。このような利用を認めるのであれば、権利競合が発生した場合の補償についても合わせて制度化するべきである。

＜権利者不明・所在不明＞

・商業利用されている著作物について問合せ先が分からない、ということはない。アニメーションについていえば、正式に許諾されている場合には必ず著作権表示がなされているほか、放送されていれば放送局、配信されていれば配信会社、あるいは制作会社に問い合わせるなど手段は多い。

・ほとんどの場合、権利者は問合せに対して回答できない場合があることを明記している。著作権者からの回答がない、ということは利用を許諾しない、ということである。

＜「意思表示」がされていない場合＞

・著作権者の「意思表示」の有無が著作権者に不利に働くのはおかしいのではないか。利用を望まない権利者が全ての場合において許諾なく使用することを禁じる、という意思表示をすればいい、ということであれば、それは果たして利用の促進に繋がるのか。

・既に述べた通り、映像ビジネスにおいて著作権者の回答がないということは「意思表示」していないのではなく許諾していないのであって、オーファンワークスを基準に制度化するのであれば、著作物の分野を制限すべきである。

・「意思表示」をそこまで重視するのであれば、少なくとも「意思表示」をしないことが著作権者の不利益に繋がることを防ぐために、著作権者に周知する猶予期間を 2～3 年程度設けて、本制度による利用はその後とするべき。

＜使用料相当額に当たる利用料＞

・著作権等管理事業者が存在しない分野ではどのように判断するのか。

・窓口機関が公告のみで著作権探索を行わないというのは、やはりオーファンワークスを念頭に置いており、であれば著作物の分野で対応を変えるべきある。

＜暫定的な利用（仮称）について＞

・（意見なし）

＜暫定的ではない本利用を認めることについて＞

・暫定的な利用を簡便とするのであれば、本利用については「意思表示」されていない場合は除外すべきである。

＜窓口組織の役割＞

・音楽など既に窓口団体を設けている、あるいはこれから新設する分野については、それぞれを文化庁長官が指定すればいいのではないか。窓口団体がない分野は本制度の対象ではないことがハッキリするため利用者側も分かりやすく、窓口団体がある分野は自ら専門分野であり利用形態などを判断しやすいと思われる。

＜遡及効＞

・＜「意思表示」がされていない場合＞でも述べた通り、著作権者の不利益とならないように、猶予期間を 2～3 年置いてから本制度を運用すべきである。

＜オプトアウト＞

・アニメーションについては「オプトアウト」は著作権者にとって煩雑で非常に不利益な制度である。分野ごとの対応が考慮されないのであれば「オプトイン」にすべき。

＜翻案等を伴う利用＞

・＜窓口組織の役割＞で述べた通り、既に窓口団体を置いている分野については利用について判断しやすいのではないか。

・アニメーションの場合、現状で「二次的創作物であるので権利侵害に当たらない」旨を主張してくる権利侵害者に悩まされており、著作権者に著しく不利益となるため認められない。

＜所有者不明土地に係る民法等の規律の整理との関係＞

・＜考え方＞の項で述べた通り、所有者不明土地と著作物を同列で扱うことには賛成できない。

・映像ビジネスにおいて、映像作品はビジネスの根幹であり他人が利用することを許諾することで収益を上げて次の創作を行うサイクルに繋げている。その許諾をなくしてしまうことはビジネス構造の否定であり、また、利用の競合性があると言っても著作権者が許諾した場合と窓口組織が許諾した場合で利用条件に差が出るようなことになれば、結果的に映像ビジネスにマイナスしか働かない。やはり、著作物の分野に応じた対応をすべき。

＜その他＞

・アニメーション映像を許諾を受けて正規にゲーム化、パチンコ化、漫画化、小説化等をおこなった企業がそれらのコンテンツについて「意思表示」をしていなかった場合、原作者である映像の著作権者の意思を無視して暫定的な利用をされてしまうのではないか。

・また、無許諾でゲーム化、パチンコ化、漫画化、小説化等が行われた場合、暫定的な利用が認められてしまうと、さも著作権者が正規に許諾したようにみえるのではないか。その場合に原作者として暫定的な利用を制限することはできるのか。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

**【回答】**

・製作会社等や作品のウェブサイトには無断複製、転載・転用禁止の記載がある。  
・放送に際して、無許諾の複製・公衆送信が著作権侵害になることを注意喚起している。  
・一定条件のもとに利用を認める画像・動画を掲載しているケースもある。  
・自社が商品化等の窓口を有している作品については問合せフォームを置いているが、回答については保障していない。繰り返しになるが、回答がないということは許諾しない、ということである。

## 第22期法制度小委員会における審議事項への意見

団体名：一般社団法人 日本民間放送連盟

### 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 →     )

**【回答】**

著作権法第38条をはじめとする権利制限規定で、研究目的に係る著作物の利用は現状でも可能であり、新たに権利制限規定を設ける必要性については、権利者の意見も踏まえ、十分に議論されるべきものと考えます。

### 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → ☑)

**【回答】**

### 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → ☑)

**【回答】**

### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → ☑)

**【回答】**

4-2 各論点の整理について（意見無しの場合こちらにチェック（☑）を記入 →\_\_\_\_\_）

**【回答】**

＜権利者不明・所在不明＞

放送番組は、「製作著作」「制作著作」等の権利者表示がされており、また放送した放送局が分からない場合はほとんどないものと考えられます。従って、「新しい権利処理の仕組み」の対象となるコンテンツは、権利者不明等のコンテンツが想定されていますので、放送番組はこの制度の対象にはならないと考えます。放送番組の権利処理を行う上でも、現在放送番組は配信等の二次利用を前提に番組製作をしており、権利者が不明であるというケースは、ほとんど想定されておりません。

＜「意思表示」がされていない場合＞

本件議論において、これまでの文化審議会基本政策小委員会での議論、特に昨年の中間まとめ（7ページのⅡ検討結果の1.（1）総論）にある「既存のライセンスビジネスや商慣行に悪影響を与えないようにすること」との指摘と、検討資料13ページの『「意思表示」の有無の判断については、著作物の利用の可否について明記されておらずとも、著作物又はそれに付随して著作権者等に係る情報が示されている場合には、まずは当該情報に基づき、連絡を試み利用許諾を取ることを基本としつつ」という点は、市場の混乱を避けるためにも非常に重要なポイントであると考えます。

＜窓口組織の役割＞

「分野横断権利情報データベース」は、その構築や管理運用に多大なコストが見込まれることから、これまでの文化審議会基本政策小委員会での議論、特に昨年の中間まとめ（7ページのⅡ検討結果の1.（1）総論）にある「制度や仕組みについて、管理運営コストを考慮し、持続可能な仕組みとすること」との指摘は、極めて重要な論点であり、データベース化に伴う作業量や費用については十分に検討されるべきと考えます。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

**【回答】**

放送局のウェブサイトに著作権の帰属や無断利用の禁止等について記載している事例があります。



## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

団体名：一般社団法人日本知的財産協会

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

### 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

研究目的に係る権利制限について引き続きの検討を期待する。検討にあたっては、関連する現行規定（31 条：図書館関係、32 条：引用等）の適用範囲を明確にしたうえで、特に、研究の主体や対象（例：公的研究機関と営利企業等との協業研究、営利企業における公的研究機関と同様の基礎研究）等について、社会全体への効用やイノベーション促進の観点も踏まえたご議論をお願いしたい。

### 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

#### ①立法・行政デジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

行政のデジタル化への対応をさらに進めるため、著作権法改正も視野に入れた検討を行うことについて賛同する。ただし検討にあたっては、著作権保護と利用のバランスに留意し、著作権者の利益が一方的に劣後することのないよう配慮が必要と考える。

以下の点に留意した検討をお願いしたい。

- ・ライセンス市場等の既存ビジネスに配慮した制度設計とすること
- ・本条の規定によって許容される複製・公衆送信の範囲（「必要と認められる限度」であり、かつ、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することと」ならない場合）につき出来るだけ具体的に明確化したうえで関係者への周知徹底を図ること
- ・「内部資料」の解釈について、現行の解釈を明らかにし（必要に応じ見直し）、解釈指針を周知徹底すること

### 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 →\_\_\_)

#### 【回答】

著作権者等の被害回復の観点から実効的な対応がとれるよう損害賠償額の算定方法を見直すこと自体に異論はない。ただ、特許権侵害と著作権侵害とでは事情が異なると考えられる点もあることから、他の知財法体系との整合を理由とした短絡的な議論のみに終始することのないよう丁寧な検討をお願いしたい。

### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて (意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 →\_\_\_)

#### 【回答】

2021年9月の基本政策小委でのヒアリングにて、著作物の利用・許諾の在り方を考えるにあたって考慮すべき事項として当協会から申し述べた点 (①著作物の利用についての著作権者の意思が尊重されること ②著作物の利用に応じた対価が権利者に支払われること ③著作物流通市場全体により影響を与える環境整備であること) を考慮いただいた検討内容・対応の方向性になっていると理解。

本件は制度の作り方次第では、現行の著作権の基本的な枠組みにも影響し得ることから、今後も具体的なケースを想定しつつ権利の保護と利用の促進のバランスに配慮した丁寧な検討が行われることを希望する。

特に下記；

- ・権利者の意思表示の在り方 (権利者を詐称するような行為への対策等も含む)
- ・簡易で包括的なオプトアウトの仕組み
- ・使用料相当額決定の仕組み
- ・暫定的な利用 (仮称) 中に著作権者等からの申出・意思表示があった場合の扱い、本利用への移行措置

また、調査・探索において DB が果たす役割が大きいことから、DB が恒常的にアップデートされ本制度が円滑かつ継続的に機能するよう、定期的な検証と見直し、改善策の検討が継続的に行われていく必要があると考える。

- 4-2 各論点の整理について（意見無しの場合こちらにチェック(☑)を記入 → ☑\_\_）
- 4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。